

# 「食品安全法実施条例」

※本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和国国務院令

## 第 557 号

『中華人民共和国食品安全法実施条例』は 2009 年 7 月 8 日国務院第 73 回常務会議で可決され、ここに公布し、公布日より実施する。

総理：温家宝

2009 年 7 月 20 日

# 中華人民共和国食品安全法実施条例

## 第一章 総則

**第一条** 『中華人民共和国食品安全法』（以下食品安全法と略称する）に従い、本条例を制定する。

**第二条** 県レベル以上の地方人民政府は、食品安全法が規定した職責を履行しなければならない。食品安全監督管理能力の構築を強化し、食品安全監督管理業務を保障する。健全な食品安全監督管理部門の調和と協力のメカニズムを構築し、食品安全情報ネットワークを整合・完全なものとし、食品安全情報と食品検査等の技術資源の共有を実現する。

**第三条** 食品生産経営者は、法律、法規および食品安全基準に従って生産経営活動に従事、食品安全管理制度を確立、有効な管理措置を採用、食品の安全を保証しなければならない。

食品生産経営者は、自らが生産経営する食品の安全に責任を負い、社会と大衆に対し責任を負い、社会的責任を持つ。

**第四条** 食品安全監督管理部門は、食品安全法と本条例の規定に従って、食品安全情報を公表しなければならない、大衆の情報提供、問い合わせ、訴えおよび通報に便宜を提供するものとする。

## 第二章 食品安全リスクモニタリングと評価

**第五条** 食品安全法第十一条が規定する国家食品安全リスクモニタリング計画は、国務院衛生部門が国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門と共同で、食品安全リスク評価、食品安全基準の制定と修改訂、食品安全監督等の業務の必要性に基づいて制定する。

**第六条** 省・自治区・直轄市人民政府の衛生部門は、同行政レベルの国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門を組織し、食品安全法第十一条の規定に従って、当該行政地域の食品安全リスクモニタリング方案を制定し、国務院衛生部門に届出を提出しなければならない

ない。

国務院衛生部門は、届出の状況を、国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門に通達しなければならない。

**第七条** 国務院衛生部門は、食品安全法第十二条が規定する国家食品安全リスクモニタリング計画に対する関連部門との共同での調整を除き、必要であれば、医療機構が報告した関係疾病情報に基づいて国家食品安全リスクモニタリング計画を調整しなければならない。

国家食品安全リスクモニタリング計画を調整後、省・自治区・直轄市人民政府の衛生部門は、当該行政地域の具体的な状況と結びつけ、当該行政地域の食品安全リスクモニタリング方案に対して相応の調整を行わなければならない。

**第八条** 食源性疾病、食物中毒あるいは定かでない食源性疾病、食物中毒に感染した病人を診療した医療機関は、速やかに所在地の県レベル人民政府衛生部門に関連する疾病情報を報告しなければならない。

報告を受けた衛生部門は、関連する疾病情報をとりまとめて分析し、速やかに当該レベル人民政府に報告すると同時に、上級レベルの衛生部門に報告しなければならない。必要であれば、国務院衛生部門に直接報告すると同時に当該レベル人民政府と上級レベル衛生部門に報告してもよい。

**第九条** 食品安全リスクモニタリング業務は、省レベル以上人民政府の衛生部門が同レベルの品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理等の部門と共同で確定した技術機関が担当する。

食品安全リスクモニタリング業務を担当する技術機関は、食品安全リスクモニタリング計画とモニタリング方案に基づいてモニタリング業務を展開し、モニタリングデータの真実性と正確性を保証しなければならない。ならびに、食品安全リスクモニタリング計画とモニタリング方案の要求に基づき、モニタリングデータと分析結果を省レベル以上の人民政府衛生部門に報告およびモニタリング担当部署に伝達しなければならない。

食品安全リスクモニタリング業務員は、サンプルの収集と関連データの収集のために、関連する食用農産物や養殖物、食品生産、食品流通あるいは飲食サービス拠点に入ってよい。収集したサンプルは、市場価格に従って費用を支払わなければならない。

**第十条** 食品安全リスクモニタリングの分析結果により、食品安全に危害をもたらす可能性がある隠れた原因が判明した場合、省・自治区・直轄市人民政府の衛生行政部門は、速やかに関連情報を当該行政地域に設立した市レベル・県レベル人民政府およびその衛生部門に通報しなければならない。

**第十一条** 国務院衛生部門は、食品安全リスクモニタリングデータと分析結果を収集し、とりまとめなければならない。ならびに、国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門に通達しなければならない。

**第十二条** 下記の状況がひとつでもある場合、国務院衛生行政部門は食品安全リスク評価業務を組織しなければならない。

(一) 食品安全国家基準を制定あるいは改訂する際に科学的根拠の提供が必要のため、リスク評価を行う必要がある場合；

(二) 監督・管理する重点領域と重点品種を確定するために、リスク評価を行う必要がある場合；

(三) 食品安全に危害をもたらす可能性がある新たな要素を発見した場合；

(四) ある1つの要素が食品安全の隠れたリスクになるかどうかを判断する必要がある場合；

(五) 国務院衛生部門がリスク評価を行う必要があるその他の状況があると認めた場合。

**第十三条** 国務院農業・品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門等の関連部門は、食品安全法第十五条の規定に従って、国務院の衛生部門に食品安全リスク評価の建議を提出し、下記の情報と資料を提出しなければならない。

(一) リスクの本源と性質；

(二) 関係する検査データと結論；

(三) リスクが及ぶ範囲；

(四) その他の関連情報と資料。

県レベル以上の地方の農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理等の関連部門は、前項で規定した食品安全リスク評価情報と資料を協力して収集しなければならない。

**第十四条** 省レベル以上人民政府の衛生・農業部門は、食品安全リスクモニタリングと食用農産物品質安全リスクモニタリングの関連情報を速やかに相互で通報しなければならない。

国務院衛生・農業部門は、食品安全リスク評価結果と食用農産物品質安全リスク評価結果等の関連情報を速やかに相互で通報しなければならない。

### 第三章 食品安全基準

**第十五条** 国務院衛生部門は、国務院農業・品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門と共同で、食品安全国家基準規画とその実施計画を制定する。食品安全国家基準規画とその実施計画の制定に当たっては、公開で意見を募集しなければならない。

**第十六条** 国務院衛生部門は、相応の技術能力を備えた機関を選び、食品安全国家基準を起草しなければならない。研究機関、学術団体、業種協会等が共同で食品安全国家基準の草案を起草するように提唱する。

国務院衛生部門は、食品安全国家基準の草案を公表し、意見募集を公開しなければならない。

**第十七条** 食品安全法第二十三条に規定した食品安全国家基準審議委員会は、国務院衛生部門が責任を持って組織する。

食品安全国家基準審議委員会は、食品安全国家基準草案の科学性と実用性等の内容を審査する責任を負う。

**第十八条** 省・自治区・直轄市人民政府衛生部門は、企業が食品安全法第二十五条の規定に従って報告・届出する企業基準を、同レベルの農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門に通達しなければならない。

**第十九条** 國務院衛生部門、省・自治区・直轄市人民政府衛生部門は、同レベルの農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門と共同で、食品安全国家基準と食品安全地方基準の執行状況に対して、それぞれ区分して追跡評価を実施し、評価結果に基づいて適時組織して食品安全国家基準を改訂しなければならない。

國務院・省・自治区・直轄市人民政府農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理・商務・工業情報化等の部門は、食品安全基準の執行過程において存在する問題を収集し、とりまとめなければならない。ならびに、同レベルの衛生部門に速やかに通報しなければならない。

食品生産経営者および食品業種協会は、食品安全基準の執行過程において存在する問題を発見した場合、直ちに食品安全監督管理部門に報告しなければならない。

#### 第四章 食品生産経営

**第二十条** 食品生産企業を設立するときは、あらかじめ企業名称が認可されなければならない。食品安全法の規定に従って食品生産許可証を取得した後に



企業名を工商登記しなければならない。県レベル以上の品質監督管理部門は、関係法律と行政法規の規定に基づき、関係資料の審査と生産場所の調査、関連製品を検査する。関係資料と場所に対して規定の要求に一致し、関連製品が食品安全基準あるいは要求に一致している場合、許可の決定を行わなければならない。

その他の食品生産経営者は、法に依拠して相応する食品生産許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得し、工商登記しなければならない。食品を生産加工する小規模な拠点および食品の露天販売に対し別途規定がある場合は、その規定に基づく。

食品生産許可、食品流通許可および飲食サービス許可の有効期間は3年とする。

**第二十一条** 食品生産経営者の生産経営条件に変化が生じ、食品生産経営の要求に不一致となった場合、食品生産経営者は直ちに改正措置を講じなければならない。食品安全事故が生じる潜在的なリスクがある場合、直ちに食品生産経営活動を停止、ならびに、所在地の県レベル品質監督・工商行政管理部門あるいは食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。改めて許可手続きを行う必要がある場合、法に依拠して手続きしなければならない。

県レベル以上の品質監督・工商行政管理部門・食品薬品監督管理部門は、食品生産経営者に対して生産経営活動の日常的監督と検査を強化しなければならない。食品生産経営の要求に不一致な事情を発見した場合、直ちに是正する

ように指示、ならびに法に依拠して処理しなければならない。食品生産経営の許可条件に再度合致しない場合、法に依拠して関連する許可を取り消さなければならない

**第二十二條** 食品生産経営企業は、食品安全法第三十二條が規定する、従業員が参加する食品安全知識研修の組織に従って、食品安全法律・法規・規則・基準およびその他の食品安全に関する知識を学習、ならびに研修記録を構築しなければならない。

**第二十三條** 食品生産経営者は、食品安全法第三十四條の規定に従って、従業員健康管理制度と健康記録制度を構築・実施しなければならない。直接口に入れる食品の業務に従事する従業員が赤痢、チフス、A型ウィルス肝炎、E型ウィルス肝炎等の消化器伝染病に感染、および活動性の肺結核、化膿性あるいは滲出性皮膚疾患等の食品安全に支障をもたらす疾病に感染した場合、食品生産経営者はその他の食品安全に影響しない業務ポストに調整しなければならない。

食品生産経営者は、食品安全法第三十四條第二項が規定する健康診断を実施し、その検査項目等の事項は所在地の省・自治区・直轄市の規定に合致しなければならない。

**第二十四條** 食品生産経営企業は、食品安全法第三十六條第二項、第三十七條第一項、第三十九條第二項の規定に従って、入荷検査記録制度と食品出荷検査記録制度を構築し、法律に規定した記録の事項を事実のとおり記録、ある

いは関連情報として入荷または販売領収書記録を保存しなければならない。記録および領収書の保存期間は2年を下回ってはならない。

**第二十五条** 原料を集中し統一して買い付けするグループ性食品生産企業は、企業本部が統一してサプライヤの許可証と食品合格証明書を検査し、入荷検査記録を実施することができる。合格証明書を提出できない食品原料に対しては、食品安全基準に従って検査を行わなければならない。

**第二十六条** 食品生産企業は、原料の検収、生産過程での安全管理、貯蔵管理、設備管理、不合格製品の管理等の食品安全管理制度を構築および実施し、食品安全保障システムを絶えず完全なものとし、食品の安全を保証しなければならない。

**第二十七条** 食品生産企業は、下記事項の制定ならびにコントロール要求を実施し、出荷する食品の食品安全基準との合致を保証しなければならない。

(一) 原料の買い付け、原料の検収、資材投入等の原料コントロール；

(二) 生産プロセス、設備、貯蔵、包装等の生産の鍵となる段階のコントロール；

(三) 原料検査、半製品の検査、製品出荷検査等の検査コントロール；

(四) 輸送、引渡しコントロール。

食品生産過程においてコントロールに合致しない状況がある場合、食品生産企業は原因の解明、ならびに改正措置を速やかに講じなければならない。

**第二十八条** 食品生産企業は、食品安全法第三十六条と第三十七条の規定

に従って実施する入荷検査記録と食品出荷検査記録を除き、食品生産過程の安全管理状況を事実のとおり記録しなければならない。記録の保存期間は2年を下回ってはならない。

**第二十九条** 食品卸売業務を経営する企業が販売する食品は、卸売食品の名称、規格、数量、生産ロット番号、品質保証期間、購入先の名称と連絡方法、販売日等の内容を事実のとおり記録、あるいは関連する情報として販売領収書を保存しなければならない。記録や領収書の保存期間は2年を下回ってはならない。

**第三十条** 国家は、食品生産経営者が先進的技術の採用、食品安全法と本条例が要求する記録事項を記録することを奨励する。

**第三十一条** 飲食サービス提供者は、原料買い付けコントロールの要求を制定ならびに実施し、全ての買い付け原料が食品安全基準との合致を確保しなければならない。

飲食サービス提供者は、製造過程において、加工前の食品および原料を検査し、腐敗や変質、あるいはその他の感覚器官性の異常を発見した場合、加工あるいは使用してはならない。

**第三十二条** 飲食サービス提供企業は、食品加工、貯蔵、陳列等の施設や設備を定期的にメンテナンスし、保温設備や冷蔵・冷凍設備を定期的に洗浄・検査しなければならない。

飲食サービス提供者は、要求に従って、食器に対して洗浄と消毒を行い、

洗浄と消毒を経していない食器を使用してはならない。

**第三十三条** 食品安全法第五十三条が規定するリコールされた食品に対し、食品生産者は無害化処理あるいは焼却処分を行い、市場への再流通を防止しなければならない。ラベル、標示、説明書が食品安全基準に合致しない原因でリコールされた食品の場合、食品生産者は改正措置をとり、食品安全が保証できる状況下で販売を継続することができる。販売時には消費者に改正措置を明示しなければならない。

県レベル以上の品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、食品安全基準に合致しない食品のリコールを受けた生産者の状況、および食品安全基準に合致せず経営を停止した食品経営者の状況を食品生産経営者食品安全信用記録に記入しなければならない。

## 第五章 食品検査

**第三十四条** 申請者は、食品安全法第六十条第三項の規定に従って、食品の再検査業務を請け負う検査機関（以下再検査機関と称する）に再検査を申請する場合、理由を説明しなければならない。

再検査機関のリストは、国务院の認証認可監督管理・衛生・農業等の部門が共同で公表する。再検査機関が出した再検査の結論は最終結論とする。

再検査機関は、再検査の申請人が自ら選択する。再検査機関と初回検査機関は同一機関であってはならない。

**第三十五条** 食品生産経営者は、食品安全法第六十条の規定に従って実施したサンプル検査の結論に異議がある場合、再検査を申請し、再検査の結論が合格であった場合、再検査の費用はサンプル検査部門が負担する。再検査の結論が不合格であった場合、再検査の費用は食品生産経営者が負担する。

## 第六章 食品の輸出入

**第三十六条** 輸入食品の輸入業者は、契約書・インボイス・パッキングリスト・貨物引替証等の必要な証書と関連する批准文書を、税関・通関地の出入国検査検疫機関に提出しなければならない。輸入食品は出入国検査検疫機関の検査に合格しなければならない。税関は出入国検査検疫機関が署名・発行した通関証明書により通関を許可する。

**第三十七条** 食品安全国家基準がない場合、あるいは初めて輸入する食品添加物の新品種および食品に関連する製品の新品種を輸入する場合、輸入業者は出入国検査検疫機関に食品安全法第六十三条の規定に従って取得した許可証明文書を提出し、出入国検査検疫機関は国務院衛生行政部門の要求に従って検査を実施しなければならない。

**第三十八条** 国家出入国検査検疫機関は、輸入食品のなかで食品安全国家基準に未規定、かつ人体の健康に危害をもたらす恐れがある物質を発見した際、食品安全法第十二条の規定に従って国務院衛生部門に通報しなければならない。

**第三十九条** わが国の国内に食品を輸出する国外の食品生産企業は、食品

安全法第六十五条の規定に従い登録しなければならず、登録の有効期間は4年とする。すでに登録した国外の食品生産企業が虚偽の資料の提供、あるいは、国外の食品生産企業が原因で関連する輸入食品に重大な食品安全事故がもたらされた場合、国家出入国検査検疫機関は登録を抹消しなければならず、公告しなければならない。

**第四十条** 輸入した食品添加剤には中国語のラベルと中国語の説明書がなければならない。ラベルと説明書は、食品安全法とわが国のその他の関連する法律、行政法規の規定、および食品安全国家基準の要求に合致しなければならず、食品添加剤の原産地と国内代理業者の名称・所在地・連絡方法を明記しなければならない。食品添加剤に中国語のラベルと中国語の説明書がない場合、あるいはラベルと説明書が本条の規定に合致しない場合、輸入してはならない。

**第四十一条** 出入国検査検疫機関は、食品安全法第六十二条の規定に従い輸入食品に対する検査を実施し、食品安全法第六十八条の規定に従い輸出食品に対する監督とサンプル検査を実施する。具体的な方法は、国家出入国検査検疫部門が制定する。

**第四十二条** 国家出入国検査検疫部門は、情報収集ネットワークを構築しなければならない。食品安全法第六十九条の規定に従い、下記の情報を収集・とりまとめ・通報しなければならない。

(一) 出入国検査検疫機関が輸出入食品に対して実施した検査検疫で発見した食品安全情報；

(二) 業種協会や消費者が提供した輸入食品安全情報；

(三) 国際組織や国外政府機関が発表した食品安全情報、リスク警報情報と国外業種協会等の組織および消費者が提供した食品安全情報；

(四) その他の食品安全情報。

通報を受けた部門は、必要に応じて相応の処理措置をとらなければならない。

食品安全監督管理部門は、収集した輸出入食品の安全情報を出入国検査検疫機関に速やかに報告しなければならない。

## 第七章 食品安全事故の処理

**第四十三条** 食品安全事故を発生させた機関は、食品安全事故の原因を引き起こした、あるいはその可能性がある食品の原料・道具・設備等に速やかに密封・封鎖等のコントロール措置をとらなければならない、ならびに事故発生から2時間以内に所在地の県レベル人民政府衛生部門に報告しなければならない。

**第四十四条** 食品安全事故の調査は、実際に基づいて真実を求め、科学的な原則を尊重することを堅持しなければならない、事故の性質と原因を速やか・正確に調査し、事故責任を認定し、改正措置を提出しなければならない。

食品安全事故調査に参加する部門は、衛生部門の統一的組織の協力の下で業務を分担し、互いに力を合わせ、事故調査処理の業務効率を高めなければならない。



食品安全事故の調査処理方法は国務院衛生部門が国務院の関係部門と共同で制定する。

**第四十五条** 食品安全事故調査に参加する部門は、関係機関と個人に、事故の関連状況と把握、ならびに関係資料とサンプルの提供を要求する権利を有する。

関係機関と個人は、食品安全事故調査の処理業務に協力しなければならない。要求に従って関係資料とサンプルを提出し、拒絶してはならない。

**第四十六条** いかなる機関あるいは個人であっても、食品安全事故の調査処理を妨害、干渉してはならない。

## 第八章 監督管理

**第四十七条** 県レベル以上の地方人民政府は、食品安全法第七十六条の規定に従って、食品安全年度監督管理計画を制定し、食品サンプル検査の内容を含めなければならない。乳幼児・高齢者・病人等特定層に対して専門に供給する補助食品は、サンプル検査を重点的に強化しなければならない。

県レベル以上の農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、食品安全年度監督管理計画に従ってサンプル検査を実施しなければならない。サンプル検査のサンプル購入は、費用および検査費等から全て支出し、当該レベルの財政から支出する。

**第四十八条** 県レベル人民政府は、当該レベルの衛生・農業・品質監督・

工商行政管理・食品薬品監督管理部門と統一的に組織・協力し、法に依拠して、当該行政地域内の食品生産経営者に対して監督・管理を実施しなければならない。食品安全事故が発生するリスクが比較的高い食品生産経営者に対しては、監督・管理を重点的に強化しなければならない。

国務院衛生部門が発表する食品安全リスク警告情報、あるいは所在地の省・自治区・直轄市人民政府の衛生部門が本条例第十条の規定により発表する食品安全リスクモニタリング情報を受けた後、市レベルと県レベル人民政府は速やかに当該レベルの衛生・農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門を組織し、効果的な措置をとり、食品安全事故の発生を防止しなければならない。

**第四十九条** 国務院衛生部門は、疾病情報と監督管理情報等に基づいて、食品の中から発見された添加物あるいは添加された可能性がある非食用化学物質と人体の健康に危害を及ぼす恐れがある物質のリストおよび検査方法を公表しなければならない。国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門は、相応する監督管理措置をとらなければならない。

**第五十条** 品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、食品安全監督管理業務において国務院品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門が認定した快速検査方法を食品に対して行う初歩的選別検査に採用してよい。初歩的選別検査の結果、食品安全基準に合致しない可能性があると判断した食品に対して、食品安全法第六十条第三項の規定に従って、検査を実施しな

ればならない。初歩的選別検査の結果は、執法の根拠にしてはならない。

**第五十一条** 食品安全法第八十二条第二項が規定する食品安全日常監督管理情報は以下の情報を含む。

(一) 食品安全法に基づいて実施する行政許可の状況；

(二) 生産経営停止命令を受けた食品、食品添加剤、食品関連製品のリスト；

(三) 食品生産経営の違法行為の取り締まりの状況；

(四) 検査整備専門プロジェクト業務の状況；

(五) 法律および行政法規が規定するその他の食品安全日常監督管理情報。

前項が規定する情報が複数の食品安全監督管理部門の職責に関わる場合、関連部門から共同で公表する。

**第五十二条** 食品安全監督管理部門は、食品安全法第八十二条の規定に従って情報を公表し、危害を及ぼす恐れのある関連する食品に対して解釈と説明を同時に行わなければならない。

**第五十三条** 衛生・農業・品質監督・工商行政管理・食品薬品監督管理部門は、当該機関・団体の電子メールアドレスあるいは電話番号を公表しなければならない。問い合わせ、クレームおよび通報を受けなければならない。受けた問い合わせ、クレームおよび通報に対して、食品安全法第八十条の規定に従って、回答、事実確認、処理を行わなければならない。ならびに、問い合わせ、クレーム、通報および回答、事実確認、処理の状況を記録・保存しなければならない。

らない。

**第五十四条** 国務院工業情報化・商務等の部門は、職責に従って食品業界の発展計画と産業政策を制定し、産業構造の優位性を推進する措置をとり、食品業界に対する信用システムの構築の指導を強化し、食品業界の健全な発展を促進する。

## 第九章 法律責任

**第五十五条** 食品生産経営者の生産経営条件に変化が生じ、本条例第二十一条の規定に従って処理されていない場合、関連する主管部門が改正を命じ、警告する。深刻な結果をもたらした場合、食品安全法第八十五条の規定に従い処罰する。

**第五十六条** 飲食サービス提供者が、本条例第三十一条第一項の規定に従って原料調達管理要求を制定・実施していない場合、食品安全法第八十六条の規定に従い処罰する。

飲食サービス提供者が、本条例第三十一条第二項に規定する加工前の食品と原料の検査を行わなかった、または腐敗や変質、あるいはその他の感覚器官による異常を発見したにも関わらず、加工・使用した場合、食品安全法第八十五条の規定に従い処罰する。

**第五十七条** 下記の状況に1つでも当てはまる場合、食品安全法第八十七条の規定に従い処罰する。

(一) 食品生産企業が本条例第二十六条に規定する食品安全管理制度の構築および執行に従わない場合；

(二) 食品生産企業が本条例第二十七条に規定する生産過程でのコントロール要求を制定・実施しない、あるいは食品生産過程においてコントロールの要求に合致しない状況があるにも関わらず、規定に従わない是正措置をとった場合；

(三) 食品生産企業が本条例第二十八条に規定する食品生産過程の安全管理状況の記録、ならびに関連する記録の保存に従わない場合；

(四) 食品卸業務に従事する企業が本条例第二十九条に規定する販売情報の記録・保存、あるいは販売領収書類の保管に従わない場合；

(五) 飲食サービス提供企業が本条例第三十二条第一項に規定する定期的なメンテナンス、洗浄、施設・設備の検査に従わない場合；

(六) 飲食サービス提供者が本条例第三十二条第二項に規定する食器に対する洗浄、消毒、あるいは洗浄、消毒を経していない食器を使用した場合。

**第五十八条** 本条例第四十条の規定に合致しない食品添加物を輸入した場合、出入国検査検疫機関は違法に輸入した食品添加物を没収する。違法に輸入した食品添加物の商品価格が1万円に満たない場合、2,000元以上5万円以下の罰金を科す。商品価格が1万円以上の場合、商品価格の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

**第五十九条** 医療機関が、本条例第八条に規定する疾病に関する情報の報

告に従わない場合、衛生行政部門は改正を命じ、警告する。

**第六十条** 食品安全事故を起こした機関・団体が、本条例第四十三条に規定する措置、ならびに報告に従わない場合、食品安全法第八十八条の規定に従って処罰する。

**第六十一条** 県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理法で定めた職責を履行せず、当該行政地域で重大な食品安全事故が発生し、深刻な社会影響がもたらされた場合、法に基づいて、直接責任を負う主管者とその他の直接の責任者を重大過失記録、降格、免職、あるいは解雇処分に処す。

県レベル以上の衛生・農業・品質監督・工商行政管理・国家食品薬品監督管理部門、あるいはその他の関連行政部門が食品安全法で定めた職責を履行せず、日常監督検査の不徹底、あるいは職権の乱用、職務怠慢、公私混同による不正行為が行われた場合、法に基づいて、直接責任を負う主管者とその他の直接の責任者を重大過失記録あるいは降格の処分に処す。深刻な結果がもたらされた場合、免職あるいは解雇処分に処す。その主要な責任者は引責辞任しなければならない。

## 第十章 附 則

**第六十二条** 本条例で用いる以下の用語の意味は次の通りである。

食品安全リスク評価とは、食品と食品添加物に含まれる生物性、化学性および物理性危害に対して人体の健康に悪い影響を与えるもの全てに対して行う

科学的評価を指す。危害識別、危害特徴の説明、露見評価、リスク特徴の説明等を含む。

飲食サービスとは、加工、商業販売およびサービス性労働等を通じて、消費者に食品と消費場所および施設を提供するサービス活動を指す。

**第六十三条** 食用農産物品質安全リスクモニタリングおよびリスク評価は、県レベル以上人民政府の農業部門が『中華人民共和国農産物品質安全法』の規定に従って実施する。

国境港湾食品の監督管理は、出入国検査検疫機関が食品安全法と本条例および関連する法律と行政法規の規定に従って実施する。

食品薬品監督管理部門は、特定保険効能を備えていると謳った食品に対して厳格な監督管理を行い、具体的な方法は国務院が別途制定する。

**第六十四条** 本条例は公布日から施行する。